

## 第2回総務省契約監視会の議事概要について

開催日及び場所	平成20年11月4日（火）総務省第4特別会議室
メンバー（敬称略）	座長 北大路 信郷 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究教授 メンバー 有川 博 日本大学総合科学研究所教授 メンバー 清水 涼子 関西大学会計専門職大学院教授 メンバー 高橋 伸子 生活経済ジャーナリスト メンバー 永見 尊 慶應義塾大学商学部教授
審議対象期間	平成20年4月1日～平成20年6月30日
抽出案件	21件
審議案件	21件
メンバーからの質問・意見に対する回答	以下のとおり

【抽出事案1】（一般競争入札）情報通信国際戦略局（仮称）の設置に伴う中央合同庁舎第2号館階の間仕切及び内装作業 ほか2件	
質問・意見	回答
結果的ではあるが、前回討議した同種の契約と同じ業者がなっているのは疑問。また、仮に同じ11階で別々の業者が機材を持ち込むなりして作業を行うこととなった場合はどうか。	仮に同じ階数での作業につき、業者が違った場合、やりにくいというのは確かにあると思われるが、今回の業者は現在庁舎を管理している業者であり、既存の回線などの配置も含めたレイアウトに精通しているという事情もあることから、競争はしているが、業者としては、結果的に強みであったかと思われる。
他の者が入りにくい条件は入っていないか。	特定の実績がある者、というような条件は課していない。
今回の契約につき、7者が来たのに、結果として1者だけが応札となったことについてはどうか。	今回、結果的に、レイアウトや運搬といったことが一体的にできる業者が少なかったからだと思う。
本来随契で行うようなことを、いわば無理矢理競争してかえって無駄になっているようなところはないか。それでもなお、競争性を確保するために競争するという事ならば、1者となった原因を研究する必要があるのではないか。	今後の参考としたい。

<p>調達部署が違うということで、それぞれ分割して契約単価を出しているが、一括するというのは可能か。</p>	<p>やろうと思えば可能かと思われる。</p>
<p>今回の業者はたまたま情報を持っているということであったが、例えば、契約内容につき行うことが可能な業者に対して予め周知するなどの方策を採るようなことはできないか。</p>	<p>情報発信の手段として、現在公告やHPでの掲載を行っているところではあるが、特定の可能な業者だけに参加して下さい、と周知するというのは、後日連絡を受けていない業者が発生する可能性もあることから、現時点では控えているところ。</p>

<p>【抽出事案2】(一般競争入札) 航空機内における携帯電話等の利用に関する調査検討の請負 ほか2件</p>	
<p>質問・意見</p>	<p>回答</p>
<p>予算額と予定価格とはどのように違うのか。</p>	<p>予定価格は、会計課の契約担当官としてのものとして、予算額の範囲内で、工数の積み上げ等の合計額としているものであり、一方予算額は、担当課が予算の執行上確保する必要のあるものとして予算要求し、財務省側での査定を受けた後の金額であるところ。</p> <p>今回の事案は見積額より予算額の方が下回っていたことから、予算額の方を採用したものの。</p>
<p>今回の案件に関し、見積額より予算額が少ないというならば、例えば途中で予算額を調整するといったようなことが行われたのか。</p>	<p>今回の場合、結果的に入札が予算額の範囲内で収まっているものであり、そのような調整は行っていないが、市場調査の末、要求原課に理由をつけて返す時点で、初めて予算額について検証がされることもあり得るかと思われる。</p>
<p>一般競争の形を取っているが、入札者数が少なく、実質随契ではないか。もっと契約内容を検討して欲しい。事前に調査したところ、この契約相手方には、総務省からの天下りがあり、また、過去5年間における総務省からの金銭交付額も多いことからして、国民に疑いの目をもたれないようにすべきではないか。</p>	<p>当該相手方あての金額が増加したのは、ここ数年の地デジ関係に伴うものが大きいですが、従前からこのような調査研究関係が多額であったとは認識していないところ。</p>
<p>先程話のあった市場調査というのはどのような方法で行われたものか。</p>	<p>本来は幅広く調べるべきものかと思うが、現実的には難しく、結果として入札参加者から入札時に見積もりを徴することで行っているもの。</p>

<p>こういった調査研究といったテーマで、この契約相手方とは過去どのくらい付き合いがあるのか。あまりずっと契約が続くと、癒着につながってくるという事例は民間でもあるところであり、そういった観点から、ある程度のインターバルを置くことも大事ではないか。</p>	<p>本件の請負内容については、ある程度専門性が求められるところ、契約は一般競争入札によるものであり、特定の業者について制限することは適当ではないと認識している。</p>
--	---

<p>【抽出事案3】(一般競争入札) 衛星通信用周波数の有効利用のための伝送信号重畳・キャンセル技術に関する調査検討の請負</p>	
<p>質問・意見</p>	<p>回答</p>
<p>過去5年の調査検討実績として例示されている契約があるが、この契約については、従前から1者であったのか。</p>	<p>H17、18年度は随契で、約5億円の規模であったもの19年度から競争入札に移行し、約2億5千万の調査研究であったもの。</p>
<p>19年度の時は1者であったか。</p>	<p>1者である。</p>
<p>内容的にはそこしかできないというものなのか。</p>	<p>衛星通信関係ということもあり、自ずと入札できる者は限られてくるものかと思われる。</p>
<p>同じような調査研究ものが集中しているように見えかねないので、競争という観点からすると、他者と比較できるような状況が望ましいのではないか。</p>	
<p>入札者数が1者で高い落札率となっているが、再入札とかあったのか。</p>	<p>この案件については1回で予定価格を下回ったもの。</p>
<p>予定価格の立て方は、予算額と市場価格との比較ということだが、この契約においての調査価格というのは、業者からの見積価格ということになるのか。</p> <p>また、予算額は割と役所の中でも知りうる数字で、予定価格の方は非常に守秘されているものかと思うが、所要額と予定価格についてもう少し情報を共有すべきでないか。</p>	<p>業者からのもの。</p> <p>なお、予算額と原課から上がってくる所要額とは必ずしもイコールとなるものではないと思われる。予算書そのものは割とオープンなものと思われるが、一方、原課から上がってくる行政文書については、業者は知りうるものではないと思われる。</p>

【抽出事案4】（一般競争（総合評価））公共サービス改革法に基づく科学技術研究調査の実施業務一式	
質問・意見	回答
<p>このような場合以外でも、国庫債務負担行為というのが認められてきている状況になっているのか。</p> <p>また、パソコンやコピー機関係のものについての国庫債務負担行為についてはどのような状況か。</p>	<p>ここ2、3年財務省から通知が出ており、複数年契約することによって、契約の中身が効率的になるといった場合、認められるような方向になっていると聞いている。</p> <p>パソコンやコピー機関係についても、100万円単位のものでも認められているものもあるところ。</p> <p>なお、総務省における19年度における複数年にわたる国庫債務負担行為については約86億円となっているところ。</p>
<p>前年度の落札の際も、今回の業者であったのか。</p>	<p>当時は1ヶ年ということで競争入札をしたのだが、今回とは別の業者が落札したもの。また、今回の契約についても、昨年落札したその業者も参加していたが、落札するには至らなかったところ。</p>
<p>せっかく総合評価をやったのに、結果として再度入札になったことについてはどのように考えているか。</p>	<p>まず、結果としてではあるが、2回目の入札で予定価格を下回ったということで、他者は予定価格を下回らなかったところ。今回の公共サービス改革法に基づく契約については、低廉、安く行うということが大前提となっているところ、金額については予定価格を下回るということが前提のもの。第2に、その中で総合評価を行い最終的な落札者を決めるというものなので、その予定価格を下回らなかったということでやむを得なかったところ。</p>
<p>前年度実績のあった業者が下回れなかったという点についてはどうか。</p>	<p>今まで国が直轄していた事業を初めて民間事業者がやったということで、やはり経験や知見などが足りなく、厳しかったのかなとも思う。</p>

【抽出事案5】(随意契約(公募))平成20年度地方交付税算定事務の電算処理等の運営業務 ほか1件	
質問・意見	回答
2つ契約があるが、それぞれの分け方はどのようになっているのか。	制度として地方交付税と地方特例交付金とあり、予算上区別して計上している。それに伴い、契約もそれぞれ行っているもの。
提供するプログラムを改修するという点について、それほどノウハウの要ることなのか。	地方交付税は様々な行政需要等について、予算編成、税制改正、地方行財政制度の改正等を踏まえて、毎年度、算定方法の改正をしているところ。これに伴うプログラムの改修にあたっては、短期間で膨大な作業量となるうえ、地方団体からの照会などへの対応も必要であることから、専門的な要素が必要であるもの。
予定価格の算定では応募者から見積をとっていないということだが、予算額を作成される際には、見積をとっているものなのか。	これまでの幾年もの実績もあることから、前年度の実績等を勘案の上見積もっている。
この契約の予定価格の算定の際、市場調査価格と予算額を比較しているか。 予算額を予定価格とした、ということであるが、もう少し、工数の点などにおいて査定をすることも必要ではないか。	そもそも複数の応札というのが見込まれないところ、市場調査ということではなく、原課で積み上げた予算額を予定価格としているもの。 なお、公募の結果、1者のみとなった後の契約手続の際にはその相手方から見積を徴しているところ。
この契約は今後も公募の形態をとるのか。	要求原課からは平成22年度を目途に入札の方式を検討している、ということを知っているが、年度末に契約する段階ではどのような内容になるのかがわからないということ及び年度末に精算行為をするということが価格競争になじまないのではないか、という点もあるかと思われる。

【抽出事案6】(随意契約(その他))「地方行財政調査資料」の購入及び「季刊行政相談」の購入	
質問・意見	回答
「地方行財政調査資料」につき、どれくらいの部数が販売されているのか。また、購入者はどこなのか。	ほとんどがこの契約相手方の会員である地方公共団体に無料で配布されているもので、うち総務省分については、あくまで定期刊行物として購入しているもの。

この「地方行財政調査資料」の定価というのは何かあるのか。また、総務省としては、この定期刊行物につき、金額に見合う内容のものとして購入しているものである、と認識してよいか。	特に定価というものを相手方から示されているものではない。また、当該内容につき、年間600万余りの購入金額に見合うものであると認識しているところ。
総務省も「地方行財政調査資料」の契約相手方の会員になろうとは考えなかったのか。	所管省庁の立場というのもあり、なかなか難しいところもあるかと思う。
「季刊行政相談」につき、購入者は先ほどのものと同様に地方公共団体か。	地方公共団体や各官公庁、特殊法人や国会等であったりするもの。

【抽出事案7】(随意契約(その他)) 総合無線局監理システム用コンピュータ機器の借入れ ほか6件	
質問・意見	回答
この契約は初年度は一般競争で、2年目以降は随契か。	その通りで、当初契約は平成18年10月となっているところ。
当初決定した額で後年度も契約を行うということか。	その通りで、48ヶ月である対象期間中で月額いくら、という形で契約しているもの。
18年度の時は競争性のある状況だったのか。	入札は1者であった。
競争性がないような状況、つまりオーダーメイドのような機器の仕様なのか。	仕様については、当初の契約の段階で、外部評価を実施している他、最近では政府調達の基本指針に従い、CIO補佐官といったいわば外部有識者のレビューを通じた形で決められたもの。また、策定に先立ち、意見招請も行ったものであるところ。
1者しか来なかったことについてはどう思うか。	一部技術的な側面からハードルが高い部分があり、なかなか応札までに至らなかったところがあるのではないかと思う。なお、この機器借り入れとは別の開発の関係については、政府調達の基本指針に基づき分離調達を実施し、複数の者が応札してきているもの。
契約相手方への総務省OB再就職者数2名は役職者のみか。報道されている22名というのとは違うのか。	22名の集計方法については不明だが、この2名というのは、総務省から直接契約相手方に行った数であると聞いているもの。

<p>複数年で借入れということだが、この条件は入札手続きのどこで言っていることなのか。</p>	<p>入札説明書でおおむね4年としているところ。なお、WTO案件であったため、当時そのような運用せざるを得なかつた点もあるが、平成18年度以降は国庫債務負担行為を活用するよう切り替えてきているところ。</p>
---	--

<p>【抽出事案8】(随意契約(その他)) 恩給事務総合システムの維持管理業務の請負一式 ほか1件</p>	
<p>質問・意見</p>	<p>回答</p>
<p>次期システムをオープン化するということがどのようなことか。</p>	<p>最適化計画に基づき、平成22年からサポート体制を含めて入札の相手方についてオープンにすること。</p>
<p>著作権は今も契約相手方が有しているのか。</p>	<p>その通りで、今回、オープン化へ移行するものにあたっては、今の契約相手方が使用を許諾するよう契約を結んでいるところ。</p>
<p>サポート体制を維持してきたということと、著作権を有してきたということは別のことと考えてよいか。</p>	<p>システム構築した会社が著作権を有しており、システムの変更等によるところについては、著作権を有する会社の許可等の取得、瑕疵担保の問題があることから長期継続契約の期間内において契約相手方にシステムの安定稼働に必要な維持管理を求めてきたもので、瑕疵担保責任がなくなった平成8年度以降においては、その安定稼働を行うためにSEの張り付きなどを行ってもらい、管理することとしたもの。</p>
<p>単年度契約に移行したのは平成8年度からか。</p>	<p>19年度からである。平成4年までに全てのシステムをいったん作り、その後ソフトについては5年、ハードについては6年かけて支払うという長期継続契約を結んだもので、その以降は開発経費については支払いが完了したことから、維持管理について契約を結んだところ。</p> <p>その際、長期継続契約方式における単年度の支払いという形を採っていたもの。</p> <p>さらにその後の19年度からは、長期継続契約の形態を採ることについてはできる限り排除するように、ということもあり、維持管理契約そのものを単年度契約に移行したというもの。</p>

<p>長期継続契約は現在どのようなものについて行われているものか。</p>	<p>水道、ガスといったいわば競争性が働かないものについては行われているものもあるところ。ただ、現在では極めて少なくなっている状況であろうかと思われる。</p>
<p>19年度から変わったというのは、財務省からの通達によるものなのか。</p>	<p>平成18年の参議院決算委員会において、いわゆるレガシーシステムに関する業務は、通常想定されている電気通信役務とは異なることから、長期継続契約につき変更する余地があるのではないか、という指摘があり、それを受けて平成19年度から見直しが行われたもの。</p>